

## ニセコ町社会教育委員募集要項

(趣旨)

第1条 この要項は、ニセコ町教育委員会の行政執行により多くの町民の意見を反映させるため、社会教育委員を公募するための必要な事項を定める。

(公募対象)

第2条 公募への応募申し込みをすることができる者は、本町に在住し、かつ、本町に住所を有し、令和3年4月1日時点で満18歳以上の者であること。

(募集人員)

第3条 募集人員は3名とする。

(申し込みの方法)

第4条 公募の申込みは、社会教育委員選考申込書により行う。

(公募条件)

第5条 公募条件は、第2条の規定のほか、下記の1号から3号の一に該当すること。

- (1) 社会教育委員の職務を遂行するための学識経験を有する者及び家庭教育の向上に資する活動を行なう者。
- (2) これまでに、学校教育の関係の活動を行ったことがある、又は、現在も行っている者。
- (3) これまでに、社会教育関係団体等で活動を行ったことがある、又は、現在も行っている者。

(名簿の登載)

第6条 公募条件に適合する者（以下「候補者」という。）については、すべて社会教育委員候補者名簿に登載する。

(選考及び委嘱)

第7条 公募委員の選考は、書類選考による。

2 選考の審査は、教育長、町民学習課長の合議による。

3 委嘱は教育長が作成して提出する候補者名簿により、教育委員会が行う。

(事務の所管)

第8条 委員の公募に関する事務は、町民学習係が所管する。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか必要事項は、教育長が別に定める。